

海外経済要録

米州諸国

◇米国、IMFから3億ドル引出し

米国財務省は7月28日、IMFから総額3億米ドル相当額の各種通貨(注)を引き出すこととなった旨を発表した。引出し通貨は外国中央銀行とのスワップ取引の返済もしくは外国公的機関保有ドルの買戻しに充当される予定である。このように今回の引出しは、昨年来の数次にわたる引出しとは異なり米国自身の必要に基づくものである。すなわち従来の引出しは、IMFの保有米ドルが米国クオータの75%をこえ規約上米ドルを返済通貨として使用できないという事情を背景に、IMFへの返済を行なおうとする諸国に対し米ドル以外の通貨を供給することを目的とするものであった(もちろん、最終的に米国からの金流出を抑制する効果があるという意味では両者の間に本質的な相異はない)。また従来の引出しがスタンバイ取決めに基づくものであったのに対し、今回は直接引出しの形をとった(米国は本年7月22日のスタンバイ取決め満期に際して更新を申し入れなかったが、これは昨年8月以降IMFがゴールドトランシュ引出し手続きを簡素化した結果その必要がなくなったためである)。

(注) 今回引き出された通貨の内訳は次のとおり。

イタリア・リラ	180百万米ドル相当額
フランス・フラン	40 "
ベルギー・フラン	40 "
オランダ・ギルダー	25 "
スウェーデン・クローネ	15 "
合計	300 "

なお昨年2月の第1回引出し以来、今回の分を含めて米国のIMF引出し累計額は9億ドルとなった。しかしこの間英国をはじめ他の加盟国による米ドルの引出しが行なわれているため、本件実行後の米国のネット引出し残高は約420百万ドル、ゴールドトランシュ残高は約611百万ドル、IMF保有ドルは同国クオータの約85%となる。

◇米国、ニューヨーク連銀BISとのスワップ枠増額

ニューヨーク連銀は8月5日、BIS(国際決済銀行)とのスワップ取決めを現在の150百万ドルから300百万ドルに増額した旨を発表した。この結果同連銀のスワップ取決め総額は28億ドルとなった。

その内訳は次のとおり。

(単位・百万ドル)

オーストリア中央銀行	50
ベルギー中央銀行	100
カナダ銀行	250
英蘭銀行	750
フランス銀行	100
ブンデスバンク	250
イタリア銀行	450
日本銀行	250
オランダ銀行	100
スウェーデン中央銀行	50
スイス中央銀行	150
国際決済銀行	300
計	2,800

なお、今回のBISとの新しいスワップ取決めでは、ニューヨーク連銀はスイス・フランのみならず他の通貨もBISから直接入手しうることとなった(既往の取決めでは、BISから直接入手しうるのはスイス・フランのみであった)。

◇米国、貨幣法の改正(銀貨の一部廃止等)

ジョンソン大統領は7月23日、銀貨の一部廃止および銀含有率の引下げなどに関する法案に署名した。改正法に基づく新貨幣の発行は1966年初めからと予定されている。同法の概要次のとおり。

- (1) 10セントおよび25セント銀貨(銀含有率いずれも90%)を全面的に銅ニッケル貨に切り替える。
- (2) 50セント貨の銀含有率を現行の90%から40%に引き下げる。
- (3) 1ドル貨の銀含有率(90%)は現行のままとするが、今後5年間製造を停止する。
- (4) 銀価格安定のため、従来どおり財務省は(3)の保有銀を1オンス当り1.29ドルで売却し、新産銀を1.25ドルで買い入れることができる(注)。
- (5) 財務省に銀貨の輸出および溶解を禁止するスタンバイ権限を与える。

かかる措置は最近における銀需給のひっ迫から現行のままでは数年のうちに銀貨製造用銀が不足する見込みとなったためにとられたものであるが、これにより製造用銀需要は90%方減少するものと見込まれている。今回の改正にあたっては、すでに広く普及している自動販売機が使用できなくなるのではないかという点が大問題となったが、新貨幣の材質等に関する技術的工夫によって既往販売機をそのまま使用できることとなった。なお、1

ドル銀貨については、その鑄造はすでに1935年以来停止されており、また西部の数州を除いてほとんど流通していない。

(注) 1961年11月に財務省は自由銀の売却を停止したが、その後1963年秋の銀価格高騰に伴い保有銀の売却(1オンス1.29ドル)を再開した。また1963年6月の銀買入れ法廃止により、政府の新産銀買入れ義務は解除されている。

◇カナダ、1964年および1965年第1四半期の国際収支

1964年のカナダの国際収支は、前年を2億ドル上回る3.4億ドルの黒字を記録した。これは、経常収支赤字幅(4.2億ドル、前年5.2億ドル)が縮小した一方、資本収支黒字幅(7.6億ドル、前年6.5億ドル)が拡大したことによるものである。

経常収支改善の主因は、対ソ連圏小麦売却などもあって貿易収支黒字が前年に比べて1.8億ドル増加したことである。ただし観光収支および利子・配当収支などの悪化により貿易外収支の赤字は前年比0.9億ドル増加した。経常収支を相手国別にみると、対米収支の赤字幅が前年比4億ドルも拡大しているのが注目される。

資本勘定については、第4四半期の米国での起債急増もあって長期資本収支の黒字幅が前年に比べ1.3億ドル拡大したのが目立っている。

1965年第1四半期の経常収支は3.7億ドルの赤字を記録した。これはもっぱら貿易収支の悪化(赤字0.5億ドル、1962年第2四半期以来初めての赤字)によるものである。このため資本収支がなおかなりの黒字を示したものの総合収支は0.7億ドルの赤字となった。

カナダの国際収支

(単位・百万米ドル)

	1963	1964	1964			1965 I
			1963 下期	1964 上期	1964 下期	
経常収支	515	419	97	461	43	377
貿易収支	465	648	328	168	479	53
(輸出)	(6,551)	(7,620)	(3,534)	(3,632)	(3,988)	(1,688)
(輸入)	(6,086)	(6,973)	(3,205)	(3,464)	(3,509)	(1,741)
貿易外収支	981	1,067	426	630	437	325
うち観光	19	48	105	134	86	82
利子・配当	598	623	318	303	319	154
長期資本収支	567	695	27	71	623	137
短期資本収支	83	60	42	414	354	174
総合収支	135	336	29	24	312	67
(経常収支内訳)						
対 米国	-1,094	-1,535	-448	-981	-553	-550
〃 英国	370	519	197	204	326	81
〃 その他	209	586	154	316	270	92

資料：Statistical Summary, Bank of Canada 原資料より、IM F平価(1カナダ・ドル=0.925米ドル)に基づき、米ドル単位に換算。

欧州諸国

◇E E C委員会、銀行その他金融機関の業務活動自由化に関する提案を理事会に提出

E E C委員会は8月上旬、E E C諸国における銀行その他金融機関の業務活動に関する規制の緩和を内容とする提案を採択し、ただちに理事会に提出した。これによると、加盟各国の金融当局は現在実施中の下記規制を他の加盟国に対して撤廃する(ただし、域外諸国に対しては規制を続けてもまじつかえない)ことが勧告されている。

西ドイツ——貯蓄銀行設立に関し経済相が課する特別の条件。

フランス——証券ブローカーおよびセールスマン、銀行経営者、投資信託会社の社長、専務ならびに全取締役の%はフランス国籍を持つ者でなければならないとの規制。

イタリア——証券ブローカーはイタリア国籍を持つ者でなければならないとの規制。

オランダ——アムステルダム、ロッテルダムおよびハーグ株式市場の証券ブローカーのうち、一定人数はオランダ国籍を持つ者でなければならないとする規制。

ベルギー——外国銀行がベルギーで業務を行なう場合、その資本額は100万ベルギー・フラン以上でなければならないとの規制(ベルギーの銀行の必要最低資本金は200万ベルギー・フラン)証券ブローカーはベルギー国籍を持つ者でなければならないとの規制。

◇英国、ポンド防衛策強化

カラハン蔵相は7月27日下院においてポンド防衛強化措置を発表した。その概要は次のとおりである。

1. 政府等支出の抑制

(1) 政府、地方公共団体、国有企業の非製造部門の設備投資計画中契約未成立の分については高失業地区など若干の例外を除きその実施を6か月間延期するほか、海外からの物資買付けをできる限り遅らせる。

(2) 本年度の地方公共団体による住宅関係資金貸付額を130百万ポンド(前年度180百万ポンド)に削減する。

(3) 明年度中、国防支出を1億ポンド削減する。

(4) 自己所有住宅建築に対する金利上の優遇措置、また賃金所得者の失業および疾病に対する所得補償制度の創設および国民健康保険受診料廃止など、かねての公約であった諸措置の実施を見送る。

2. 賦払信用の規制強化

賦払信用期間について、家具、ベッド、料理用具、湯沸器を除き一律に現行の3年を30か月に短縮する。

3. 民間設備投資の規制

工場建設関係を除き起工時期を規制する法案を早急に国会に提出する。

4. 国内貸出規制の強化

(1) 英蘭銀行総裁の要請に基づき、為替公認銀行は今後輸入取引の確認に際し、「当該輸入商品がその代金支払時においてすでに船積み地から発送されているか、あるいは輸入代金支払後直ちに発送されることとなっている」旨の確認(従来は輸入品目内容と価額のみ確認)しなければならない。したがって、今後は輸入品の船積み前における前払いは原則として認められないことになる。

(2) スターリング地域外企業の支配下にある在英企業向け貸出については、今後はすべて為替管理上の許可を要する(従来は一定時期以前に設立された企業については許可を要しない扱いであった)こととし、許可に際しては運転資金貸出は許可するが、固定資産取得資金貸出は原則として認めず親会社からの借入に依存させる。

5. 直接投資の規制

スターリング地域外に対する直接投資については、自分の間公定為替レートによる外貨の売却を認めない。したがって、今後は海外での借入またはインベストメント・カレンシー市場での購入外貨の使用に限られることとなる。

6. インベストメント・カレンシー市場資金源の圧縮

英国居住者により取得された外貨で下記に該当する場合は、今後インベストメント・カレンシー市場での処分を認めない。

- (1) 生命保険(養老年金を含む)による保険金収入
- (2) 再度スターリング地域の居住者と認定された移民の保有する現金および預金残高。
- (3) スターリング地域外での勤労所得からの貯蓄金
- (4) 工業所有権の売却代り金

なお、英国での移民の所有する外貨証券は向こう2年間預託(Restrict deposit)することを要し、その期間中に売却する場合には売却代金相当額を公定為替レートでポンドに交換しなければならない。

7. 輸出振興策の強化

1965年8月1日以降輸出信用保証局(EGD)は、

- (1) 付保対象の輸出延払金額の最低限度を現行の50千ポンドから25千ポンドに引き下げる。
- (2) 30日以上2年未満の短期延払分を新たに付保対象に

加える(従来は2年以上のものに限られていた)。なお、市中金融機関の当該融資レートを公定歩合と同率に引き下げる(従来は公定歩合の1%高程度)ことにつき市中金融機関の了解を得た(注)。

(注) 上記措置に伴い英蘭銀行の輸出金融優遇制度(2月号「要録」参照)のリファイナンス限度額は25千ポンドに引き下げられたが、適用対象は従来どおり延払期間2年以上のものに限られる。

◇英国 Sale and Co. の経営破綻

ロンドンのマーチャント・バンクである Sale and Co. (1908年創立)は、債務の返済困難に陥り、清算手続にはいる旨を8月12日に発表した。同行では、これに伴い主要取引銀行である District Bank に対し破産管財人を任命するよう要請した。日本との取引関係も深く清算の成行きが注目されている。

◇西ドイツ、公定歩合再引上げ

中央銀行理事会は公定歩合を $\frac{1}{2}\%$ 引き上げ13日から実施した。今回の引上げにより再割引利率は4%、証券担保貸付利率は5%となった。これに伴い、金融市場証券の売出しレートも次のように $\frac{1}{8}\%$ ないし $\frac{3}{4}\%$ 引き上げられた。

	(新)	(旧)
大蔵省証券：30～59日	$3\frac{7}{8}\%$	$(3\frac{1}{8}\%)$
60～90日	$3\frac{3}{4}$	(3)
割引国庫債券： $\frac{1}{2}$ 年	$4\frac{3}{8}$	$(3\frac{5}{8})$
1年	$4\frac{1}{2}$	$(3\frac{3}{4})$
$1\frac{1}{2}$ 年	$4\frac{5}{8}$	(4)
2年	$4\frac{3}{4}$	$(4\frac{1}{8})$

今回公定歩合再引上げが強行されたのは基本的には国内景気の過熱を抑制するためであるが、そのほかにも、金融市場の引締まり、資本市場の低迷から市場の金利水準が長期、短期とも上昇し公定歩合が市場実勢から遊離するに至った事態を是正する意味合いも含まれている。なお公定歩合の引上げと同時に、さる3月に決定をみた再割引限度枠削減(10月以降実施の予定)の幅を当初の $\frac{1}{4}$ から $\frac{1}{8}$ に緩和した。これは、今回の公定歩合引上げによって企業のコスト負担を高め投資活動を鎮静させることを意図すると同時に、市中金融機関に対する過度の引締め圧力を回避せんとするもので、キメの細かい政策を併用した措置として注目される。

◇西ドイツの債券市場対策

5月の西ドイツ債券市場の混乱は新規発行抑制によって一応収拾されたが、6月の起債再開後も発行利回りの上昇にもかかわらず起債需要はおう盛で、このため7月後半には再び値くずれがみられた。その結果政府・中央銀行当局は本格的に債券市場対策を打ち出すに至った。その大要は次のとおりである。

(1) 政府は7月28日、国債、外債を除き新規発行を一時的に差止めるとともに、第1回債券市場対策会議を8月5日に開催することを決定した。これは7月にはいつてとくに地方公共団体の起債が集中し、これが市況悪化の直接の原因とみられたためである。この措置で注目されるのは、政府が従来死文化していた民法第795条およびいわゆる「債券発行法」(註)に規定されている条文を厳格に適用し、法的根拠に基づいて発行規制を行なうこととしたことである。なお従来は中央起債調整委員会が起債調整を行なっていたが、これは自主規制であって、その主目的も発行の時期、条件を調整することであり、起債中止等を決定する権限はもたなかった。

(注) 民法第795条は、すべての無記名債券の新規発行にあたっては政府の認可を要することとしている。「債券発行法」は国債、州債については民法795条を適用しないこととしているが、その場合でも事前に経済大臣の同意が必要とされている。

(2) 前記の決定に基づき8月5日、第1回債券市場対策会議(経済大臣が内務大臣以下地方公共団体代表者を招集して開催)が開かれ、次の措置を決定した。

イ. 今後の公債の新規発行の調整および新規起債差止めに伴い起債に代わる資金調達手段として急速に注目を浴びるに至った債務証券借入(Schuldscheindarlehen)の調整を行なうため、第2回債券市場対策会議(今後民間代表も含める)を8月24日に招集すること。

ロ. 前記の一時的起債差止め措置解除後には、起債計画を調整して一時的な過剰発行を回避すること。

ハ. 8月24日の第2回債券市場対策会議の詳細は現在のところ不明ながら、9月以降新規起債差止め措置を解除し、また9月2日に第3回対策会議を開催する等の決定を行なった模様である。

◇フランス、非居住者の株式取得制限を緩和

フランスではさる1963年9月以降、非居住者がフランスの証券をフランスの証券取引所外で取得・売却する際は政府の事前認可を要することとなっていたが、政府は7月中旬本措置の撤廃を決定しただちに実施に移した。政府が従来非居住者の株式取得を規制してきた意図は、経営支配を意図する外国資本の流入をある程度チェックしようとする点にあったが、今回の規制撤廃によりかかる

政府の態度が変化したものかどうかは明らかではない。

◇イタリア、経済発展に関する中期予測

イタリア産業総連合会は8月2日、1965年から68年に至る4年間の経済発展に関するビジネス・サーベイを発表した。このサーベイは工業部門の生産、雇用、投資に関する調査を中心としたもので、1960年以降毎年行なわれているが、本年は景気情勢がきわめて微妙な段階にあるだけに政府の今後の経済政策立案に貴重な資料を提供するものとして注目されている。サーベイの概要は次のとおり。

(1) 工業生産(建築を含む)……1965年は前年比0.6%増ときわめて小幅の上昇にとどまるが、1966~68年の3年間は、化学繊維、鉄鋼、非鉄金属加工などの著しい増大(いずれも年平均10%前後)を主因に年平均7.4%の上昇が予想される。しかしこの上昇率は1961~63年のブーム期のそれ(年平均8.1%)には及ばない。このことは、この2年間の経済政策の失敗が今後の経済発展に深刻な影響を残すことを示している。

(2) 雇用者数……1965年は建築部門を中心に前年比242千人減少するが、1966年以降の3年間には434千人(年平均145千人)増加しよう。

(3) 投資……1965年は1兆7,888億リラと前年(1兆9,537億リラ)を下回るが、1966年は1兆8,356億リラ、以後67年1兆9,073億リラ、68年1兆7,929億リラ(3か年の年平均では1兆8,450億リラ)となろう。

(4) 南イタリア経済については、とくに雇用面において中・北部イタリアを上回る著しい改善が予想される。すなわち1968年末における雇用者数は、中・北部イタリアでは1963年の水準を下回ると予想されるのに対し、南イタリアでは製造工業部門を中心に約80千人増加しよう。

南イタリア地区における投資は、1964年の6,959億リラに対し1968年は5,906億リラに減少し、総投資に占める比率も35.6%から32.9%に低下しよう。しかしこれはタラントに建設中であった大鉄鋼工場が1964年中に完成したことによるものであり、その他建設産業およびエネルギー産業部門での投資は大幅な増加(1968年の投資額は64年比それぞれ127%、50%増)を示すと予想される。

生産・雇用・投資の前年比増加率

(単位・%)

	1965年	1966年	1967年	1968年
生 産	+ 4.0	+ 8.1	+ 7.0	+ 6.0
雇 用	- 1.4	+ 2.1	+ 2.3	+ 2.0
投 資	- 7.8	+ 0.4	+ 1.8	- 8.2

(注) 建築産業を除く。

◇イタリアの1966年度予算案

閣議は7月30日、1966年度予算案を決定した。その概要は下表のとおりであるが、今回の予算案でとくに注目される点は次の3点である。

(1) 歳入は本年度比6.4%(うち租税収入は6.7%)の増収が見込まれている。これは明年の成長率を名目7.5%と推定した結果である。しかし、当面の意外に緩慢な景気回復テンポからみて成長率の見込み自体がやや楽観に過ぎるとみられ、またその後景気回復策として種々の減免税措置が打ち出されている点をも考慮すると、これが達成はかなり困難とみられる。

(2) 本年度当初予算に比し、歳出規模は表面的には9%増となり、本年度の伸び(5%)を大幅に上回っているが、投資支出は実績および歳出総額に占める割合(明年度15.3%、本年度18.4%)ともに本年度を下回っている。このような投資支出規模の削減をみたのは、主として社会開発関係の経常支出(社会保障、年金、教育費等)の増加ならびに行政費の増大(スライディングスケールに基づく公務員給与の引上げを含む)を余儀なくされたことによるものであるが、他方現下の景気情勢および将来の経済発展という観点からみればかなり問題を残すものと思われる。

(3) 財政赤字が8,915億リラと本年度の赤字に比し約4割近い増加となっているが、このうち4,600億リラは1966年中に満期となる長期国債の償還(本年度は1,653億リラ)であり、かかる国債償還を除けば赤字は4,314億リラと本年度(赤字4,912億リラ)をむしろ下回るものとなる。

しかし、政策方針としてすでに決定済みの投融资計画(南イタリア開発銀行の存続、農業開発計画の延長、社会保障費の国庫負担分増額、農業労働者住宅の建設、I

イタリアの1966年度予算案

(単位・億リラ)

		1965年度	1966年度	前年比増減	
		当初予算	当初予算	実額	%
歳入	租税収入	62,563	66,756	4,193	6.7
	租税外収入	2,938	3,487	549	18.7
	資本勘定収入	1,413	971	△ 442	- 31.3
	計	66,914	71,214	4,300	6.4
歳出	経常支出	57,483	63,234	5,751	9.6
	投資支出	13,495	12,231	△ 1,264	- 9.4
	国債償還等その他資本勘定支出	2,501	4,664	2,163	86.5
	計	73,479	80,129	6,650	9.0
総合収支(△赤字)		△ 6,565	△ 8,915	2,350	35.6

R I (産業復興公社)、E N I (国有電力公社)に対する出資金の増額、中長期金融機関に対する出資金の増額、科学振興の促進等を完全に実施するには約6,000億リラの資金を市場から調達しなければならないとされている。このため明年は資本市場における政府資金需要の増大(本年度中は2,410億リラ程度にとどまる予想)が民間の資金調達を著しく圧迫することが懸念される。

なお、政府は、本予算案作成に際し、明年の成長率を4.5%(実質)と仮定し、中期経済計画の目標(年平均5%)にできるだけ接近させるよう配慮したとしている。

◇イタリア、不況産業の再建対策

閣議は8月4日、現在深刻な不況下にある繊維、建築および造船各産業の振興をはかるため、大要下記の諸対策を決定した(ただし建築産業対策のみは9月初めの休暇明け閣議で決定の予定)。

1. 繊維産業対策

(1) 生産の増加および競争力の強化を目的として合併ないし再編成された新設の繊維企業に対しては、今後2年間法人税を免税とする。

(2) 毛糸に対する製造税の徴収を今後2年間停止し、この代りに羊毛原料に対する売上税付加税を設置する(この結果、現行の売上税7.2%にさらに7.8%の付加税が課せられる)。ただしこの付加税は完成品輸出の際払い戻される。

(3) 繊維産業の近代化および再編成のために、総額500億リラの資金をIMI(イタリア興業銀行)を通じて融資する。

IMIは、上記資金調達のために同額の債券を発行することが許される。

(4) 繊維産業部門の失業者に対し、今後2年間失業保険の給付期間を360日に延長する(従来180日)。

(5) 繊維産業部門の失業者に対し、今後3年間、他部門への就業機会を得るための職業訓練の機会を与える。この間上記失業者に1日当たり500リラの手当を支給する。

上記措置を実施するため労働者職業訓練基金の中に「繊維産業労働者職業訓練特別基金」を設置し、毎年最高50億リラまでを支出する。

2. 建築産業対策

(1) 庶民住宅建築に対し長期信用(期間25年、利子最高6%、融資限度は建築費の75%)を供与する。

このため、政府は不動産信用機関に対し総額2,000億リラを支出する(同資金調達のため場合によっては国債を発行する)。

(2) さる3月の緊急対策による免税措置(1967年までに建築される庶民住宅に対し建物税および付加地方税を25年間免除する)を同種住宅の譲渡税についても適用する。

3. 造船補助策

- (1) 造船業の競争力を強化するため、総額1,100億リラ(1966年末までに425億リラ、1967年1月1日以降1967年末までに675億リラ)の補助金を支出する。
- (2) 補助金は、平均造船価格の15%(客船については船価の12%)までとする。
- (3) 補助金給付に関する手続を簡素化するため、補助金給付申請審査手続は、海運大臣の直接認可だけとする(従来は海運大臣が認可した後、さらに閣僚審議会に付議されていた)。

◇ノルウェー、新通貨信用規制法に基づく流動比率

近く制定される予定の新通貨信用規制法(2月号「要録」参照)に基づく流動比率の詳細がこのほど明らかとなったが、その大要は次のとおりである。

- (1) 流動性準備を第1線と第2線とに区分し、前者は手元現金、中央銀行および郵便局預金、大蔵省証券、後者は国債で保有すべきこと。
- (2) 所要流動比率は第1線準備に関しては総預金の15%、第2線準備に関しては第1線準備を含めた上で総預金の25%とする。

5月末における市中金融機関48行の流動比率は下記のとおりで、所要準備率を満たしているものは皆無の状態であることから判断して、流動比率が今後上記のとおり正式に設定されれば、市中金融機関は相当の圧迫を受けることになるとみられる。

	第1線準備	第1線・第2線 準備合計
15%以上の金融機関数	—	—
10 " ~15未満 "	4	13
5 " ~10 " "	16	29
3 " ~5 " "	15	6
3未満 "	13	—
計	48	48

◇オランダ、低開発国向け投資銀行の新設

7月はじめ、国民投資銀行(De Nationale Investerings Bank N.V., 旧名 Herstel Bank)は子会社として低開発国向けの投資銀行(資本金10万ギルダー、うち10%払込み済み)を新設した。新投資銀行は De Nederlandse Investerings Bank voor Ontwikkelingslanden と呼ばれ、オランダ政府の保証のもとに低開発国に対し融資を行なわんとするものである。このような新投資銀行設立

の背景にはオランダ政府の強力なバック・アップがあったとみられる。すなわちオランダ政府はさる3月には東欧諸国向け輸出保険期間を従来の5年から10年に延長する措置を講じているが(3月号「要録」参照)、こうした動きは同国の低開発国援助に対する熱意を示すと同時に、国際競争の激化に対処する動きであるとみられる。

◇スウェーデン、生計費指数条項付預貸金制度に対する関心高まる

物価の騰勢が著しいスウェーデンでは最近、預貸金に生計費指数条項を付して物価上昇に基づく預貸金債権の減価を補てんすべきであるという声が強まっている。

この制度は隣国のフィンランドではすでに実施されてかなりの効果をあげており、最近では保険会社にもこれを適用せよとの主張も現われている。フィンランドの場合、本制度は当初貯蓄銀行の長期貯蓄預金吸収策として実施されたが、これが金融機関の資金コストを高めるところから、その補償の意味合いで貸出面にも適用が拡大されるに至ったものである。

スウェーデンで本制度につき問題となっている点は次のとおりである。

- (1) 生計費指数条項に基づく補てん額を金利とみなすかどうか。かりに金利とみれば本制度の導入に伴い市場金利が騰貴しよう。
- (2) その場合、生計費指数条項に基づく補てん額も当然に課税対象となるので、預金者、金融機関の税負担はともに増大しよう。
- (3) 本制度が実施される場合には当然不動産抵当貸付けにも適用されようが、不動産業者がこれを容認するかどうか。

ア ジ ア 諸 国

◇インド、本年度輸入政策を発表

インド政府は、6月30日および7月15日の2回にわたり、本年度(1965年4月~66年3月)の輸入政策を発表した。

同国では、例年、輸入割当額を含む各年の輸入政策が年度当初に発表されていたが、本年はその発表時期がかなり遅れたうえ、内容的にも輸入制限を強化する方針が強く打ち出され(輸入割当額は示されていない)、同国外貨事情の深刻さを物語っている。その要点は次のとおり。

- (1) 食糧、肥料、軍需物資等の輸入については、これを優先的に取り扱う。
- (2) その他の物資については、輸入割当を極力削減し、

とくに指定輸入業者に対しては、時計、医薬品、染料、印刷用機械部品など75品目につき、割当の大幅削減ないし輸入禁止を行なう。

ただし、工業生産増強の見地から、メーカーが直接輸入する原材料、機械部品に限り、割当上若干の配慮を行なう(注)。

(注) 中小企業は、原材料、機械部品を指定輸入業者から買入れるのが通例となっているため、大きな打撃を受けることが予想される。

◇シンガポール、マレーシア連邦を離脱

シンガポールは、8月9日、マレーシア連邦から離脱し、独立の主権国家となった。

その背景としては、中国人が75%を占めるシンガポールと、マレー人優先主義に立つ中央政府(マラヤ本土)との従来からの対立関係が、中央政府のシンガポールに対する統制力強化、共同市場化促進の動きを背景にこのところ一段と尖鋭化するに至った事情が指摘される。

離脱にあたってマレーシア政府との間に締結された「シンガポール独立協定」の主要点は次のとおり。

(1) マレーシアとシンガポールは、対外防衛と相互援助に関する条約を結ぶ。シンガポールは同国内の基地をマレーシアが使用することを認める。

(2) 両国は、相手方の独立と領土防衛に有害な外国との条約、協定を結んではならない。

(3) シンガポールとマレーシアは経済面において協力し、必要に応じ合同委員会または審議会を設ける。

なお、シンガポールの独立については、マレーシアのほか、英国、米国、タイ、南ベトナム、ニュージーランド、日本など多くの自由主義諸国が、すでにこれを承認している。

◇インドネシア、IMFおよび世銀を脱退

インドネシア政府は、8月17日、IMFおよび世銀に対し脱退を通告した(両機関の規約により即日発効)(注)。

同国は、IMFに対して165百万ドル(金29.2百万ドル、自国通貨135.8百万ドル)を出資しているが、反面102.5百万ドルの借入残高を有している。一方世銀については、出資払込金22百万ドル(金2.2百万ドル、自国通貨19.8百万ドル)に対し、借入残高はない。

なお、今回の脱退の結果、インドネシアは、国連をはじめ大部分の国際機関から脱退したこととなった。

(注) インドネシアのIMFからの脱退は、ポーランド、チェコ、キューバについて4か国目、世銀脱退もポーランド、キューバ、ドミニカ(その後再加盟)について4か国目である。

◇インドネシア、外国企業管理令を施行

インドネシア政府は、4月24日、外国企業管理令を公布、即日施行した。本管理令は、外国企業(注)の経営権接収を定めたもので、その適用をうける外国企業の経営は、今後、政府、労働組合、民間専門家により構成される管理委員会によって行なわれることとなっている。

(注) 本管理令にいう外国企業とは、「企業資本の一部または全部を外国人または外国法人が所有し、企業利潤の一部または全部を外國に送金する企業」とされている。

今回の措置は、同国の反植民地主義闘争の一環として行なわれたものであるが、所有権の接収にまで踏み切らなかったのは、補償問題が生ずることを回避するためといわれる。

なお、インドネシアは、独立後オランダ資産を接収、さらにマレーシア対決政策実施以降は、英国、米国資産についてもその接収を進めてきたため、同国に残されている外国企業は少なく、上記措置の影響はさして大きくないとみられている。

◇インドネシアの国立銀行合併

インドネシア政府は、8月17日、国立銀行4行(注)をバンク・インドネシア(中央銀行)に合併するとともに、中央銀行の名称を8月19日よりバンク・ネガラ・インドネシアと改めた。

(注) 4行の内訳は、バンク・ネガラ・インドネシア(貿易金融中心)、バンク・コベラシ・タニ・ダン・ヌラヤン(農水産銀行)、バンク・ウムム・ネガラ(庶民金融中心)、バンク・タブンガン・ネガラ(貯蓄銀行)。なお同国にはこのほか、国立銀行として、バンク・ブンバングナン・インドネシア(開発銀行)、バンク・ダガン・ネガラ(貿易銀行)がある。

今回合併された各国立銀行は、それぞれ中央銀行の一部局として再編成され(いっさいの債権、債務は中央銀行が継承)、また各行総裁は中央銀行の副総裁に任命された(中央銀行総裁は従来どおり)。

なお、今回合併されなかった国立貿易銀行についても、政府は、近くこれを中央銀行に合併する方針である。

共産圏諸国

◇ソ連、本年上半期の工業生産実績

ソ連中央統計局の発表(7月26日)によれば、1965年上半期(1~6月)における主要物資の生産実績は次のとおりである。

	本年上半期の 生産高	昨年同 期比(増減 (△)、%)	昨年同 期の 実績
化学肥料(百万トン)	14.6	26	11.6
殺虫剤・除草剤(千トン)	50.5	28	39.6
硫酸(百万トン)	4.2	12	3.7
合成樹脂・プラスチック (千トン)	402	16	346
化学繊維(千トン)	197	14	173
粗鋼(百万トン)	44.9	7	41.9
電力(10億KW時)	246	10	223
石油(百万トン)	118	8	109
石油設備(千トン)	73.3	14	64.5
化学設備(百万ルーブル)	191	17	161
工作機械(千台)	91.8	4	89.4
紡織機(台)	12	△ 5	12.7
農業機械(百万ルーブル)	703	3	682
セメント(百万トン)	34.4	10	31.3
鉄筋コンクリート・パネル (百万立方メートル)	27	12	23.5
食肉(千トン)	1.9	33	1.4
バター(千トン)	474	46	325
チーズ(千トン)	139	32	106
植物油(百万トン)	1.4	32	1.1
テレビ(千台)	1,668	20	1,389
冷蔵庫(千台)	734	38	533
洗濯機(千台)	1,632	20	1,355

げなど一連の経済改革措置を発表したが、その要旨は次のとおりである。

(1) 同国通貨の対米為替相場を従来の1ドル対750ディナールから1,250ディナールへと、66.6%方切り下げる(7月26日から実施、なお従来の1ドル対1,000ディナールの旅行者レートは廃止)。

(2) 明年1月1日にデノミネーションを実施し、現行100ディナールにつき新1ディナールの割合で新旧通貨の交換を行なう(この結果、前記対米為替相場は1ドル対12.5新ディナールとなる)。

(3) 7月26日以降、重要物資、生活必需品の固定価格を平均24%方引き上げる。

(4) IMFと80百万ドル(期限1か年)のスタンド・バイ・クレジットの取決め(7月24日)。

今回ユーゴにおいてかかる措置がとられたのは、次の理由に基づくものとみられている。すなわち、1961年以降第3次5か年計画の実施と同時に、経済は大幅に自由化された。しかるに消費需要の増大と、農業生産の不振を主因として、昨年来インフレ激化(昨年の生計費は12%の高騰)と国際収支の悪化(注)を招来した。このため本年初めから投資抑制、金融引締めが行なわれてきたが、今後さらにその効果を浸透させ、急速に経済の安定を図り、基本的に同国企業の体質改善を進めようとするものである。

(注) 同国の金・外貨準備高は1963年末の98百万ドルから、64年末に74百万ドル、さらに65年3月末には約64百万ドルへと減少。

◇ユーゴスラビア、平価切下げ

ユーゴ政府はこのほど同国通貨ディナールの平価切下